

平成25年

第7回教育委員会会議録

秋田県教育委員会

平成25年第7回教育委員会会議録

- 1 期 日 平成25年4月26日 木曜日
- 2 場 所 教育委員会委員室
- 3 開 会 午後2時00分
- 4 閉 会 午後2時20分
- 5 出席委員 猪股 春夫
北林真知子
田中 直美
長岐 和行
佐藤 一成
米田 進

6 説明のための出席者

教育長	米田 進	教育次長	福田世喜
教育次長	栗津尚悦	教職員給与課長	村上幸義
総務課長	金田 恵		

7 会議に附した議案

- 報告第 4号 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告について
- 議案第21号 市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案について

8 承認した事項

- 報告第 4号 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告について

9 議決した事項

- 議案第21号 市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案について

10 会議の要旨

【猪股委員長】

ただいまより、平成25年第7回教育委員会会議を開催いたします。

会議録署名員は1番北林委員と3番佐藤委員にお願いします。

それでは、報告第4号「議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告について」、総務課長から説明をお願いします。

【総務課長】

報告第4号「議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告について」説明

【猪股委員長】

報告第4号について説明していただきましたが、質疑等ございませんか。

【全委員】

なし。

【猪股委員長】

特になければ、承認することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【猪股委員長】

それでは、報告第4号を承認します。

次に、議案第21号「市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案について」、教職員給与課長から説明をお願いします。

【教職員給与課長】

議案第21号「市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案について」説明

【猪股委員長】

議案第21号について説明していただきましたが、質疑等ございませんか。

【田中委員】

支給単位を定めることができる事由の一つに、「その他教育委員会の定める事由が生ずること。」とありますが、これは具体的にどのようなことが想定されますか。

【教職員給与課長】

現段階では、具体的な事由は特に想定しておりません。

【田中委員】

今後何か事由が生じたときに、規則を改正しなくても、「その他」に含めて柔軟に対応できるようにするために設けたのかと思いました。

【教職員給与課長】

その場合は、いずれ教育委員会にかけることになります。

【田中委員】

そうであれば、この項目が規則中に追加された意味はどういうことでしょうか。

【教職員給与課長】

弾力的に運用する意味で、追加事由として挙げた九つの事由以外に必要があれば、新たに定めることになります。

【田中委員】

定める前に、運用するというわけではないということですね。

【教職員給与課長】

はい、そうです。

【北林委員】

前よりも具体的に項目が増えましたが、それでも対応しきれない可能性があるため、この項目を設けるということによろしいでしょうか。

【教職員給与課長】

そういうことです。

【佐藤委員】

例えば、これまでは、6か月定期を6,000円で購入し、2か月经過したところで休暇に入る場合、使用しない4か月分の4,000円を返納していたが、今後は、6か月定期を購入せず、1か月定期を購入できるようにする、ということですか。

【教職員給与課長】

本来であれば、6か月分を支給し、2か月後の休暇に入るときに、残額を返納してもらいますが、今回追加になった事由により、休むことが予め分かっているのであれば、なるべく返納しなくてもすむように、最初から2か月分しか支給しないということですか。

【猪股委員長】

定期券の場合は、基本的に6か月定期を購入することになっているけれども、今回追加した事由の場合は、6か月定期を買わなくてもいいということですね。

【教職員給与課長】

そういうことです。

【長岐委員】

先ほどの田中委員と教職員給与課長との問答の中で、お互いの発言の意図を確認するため、念のため申し上げます。

教職員給与課長のお答えにあった「教育委員会にかける」の意味についてですが、規則の改正を含むものですか。規則の改正を含むものであれば、田中委員がおっしゃったとおり、この項目は不要だと思います。規則の改正は不要であるが、教育委員会では協議するという意味でお話されたと私は思っていますが、この解釈でよろしいですか。

【教職員給与課長】

はい。そうです。

【長岐委員】

規則の改正までは必要ないということですね。

【教職員給与課長】

はい。そうです。

【猪股委員長】

他になれば、表決をとってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【猪股委員長】

それでは、表決をとります。

議案第21号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【猪股委員長】

それでは、議案第21号を原案どおり可決します。

本日本日予定された案件は以上ですが、他に何かございますか。

【全委員】

なし。

【猪股委員長】

他になければ、以上で本日の会議を閉じます。
お疲れさまでした。